

第7章 復興に向けた始動



第1節 復興への始動

1 国の動き

(1) 東日本大震災復興構想会議の設置及び審議

イ 東日本大震災復興構想会議の設置

政府は、発災から1か月後の4月11日に、未曾有の複合的な大災害である東日本大震災からの復興は、単なる復旧ではなく未来志向の創造的な取組が必要であるとの認識のもと、被災地の住民に未来への明るい希望と勇気を与えるとともに、国民全体が共有でき、豊かで活力ある日本の再生につながる復興構想を取りまとめることが求められたことから、有識者からなる東日本大震災復興構想会議（以下「復興構想会議」という。）の設置を閣議決定し、幅広い見地から復興構想について議論を行い、その結果を復興に関する指針等に反映させるものとした。

復興構想会議は、内閣官房を事務局として、様々な分野の有識者16人の委員から構成され、宮城、岩手、福島の3県の知事も委員として会議に参加した。また、専門的事項について意見を求めるため、19人の委員からなる検討部会が下部組織として置かれ、社会保障・雇用・教育、地域産業・経済、エネルギー・環境、防災・地域づくり等の課題に対する検討がなされ、検討内容はその都度復興構想会議へ報告された。

なお、当初、総理の諮問に基づき審議を行う政策会議として設置された復興構想会議は、東日本大震災復興基本法により設置される東日本大震災復興対策本部（以下「震災復興対策本部」という。）の下に置かれることとなった。

ロ 復興構想会議における審議

復興構想会議は、初会合となった4月14日から6月25日までの約2か月間で、12回と高い頻度で開催され、11月10日の第13回会議の開催により全ての審議を終了している。

4月23日に開催された第2回復興構想会議では、宮城、岩手、福島の3県の知事が被災した地域の代表として発言し、本県からは知事が県の被災状況、宮城県震災復興基本方針（素案）に基づく県の復興の方向性や施策について説明を行ったほか、以降は水産業復興

特区をはじめとする（仮称）東日本復興特区の創設、東北への危機管理代替機能の整備、財源確保など、復興に向けた様々な提言を行った。また、復興構想会議では、有識者・関係者からのヒアリングのほか、5月2日に福島、4日に宮城、7日に岩手の3県の視察も実施されるなどして審議が進められた。

5月10日の第4回会議において、今後の議論を深めていくための土台とも言うべき「復興構想7原則」が決定・公表された。そして、6月25日に「復興への提言～悲惨のなかの希望～」が取りまとめられ、総理に提出された。

提言には、高台移転等地形の特性に応じたまちづくり、復興特区の創設、財源確保策など、本県が提案した内容がおおむね盛り込まれたものとなった（図表7-1-1参照）。



復興構想会議の様子（内閣府）

図表7-1-1 「復興への提言～悲慘のなかの希望～」の要点

復興の課題	提言内容の要点
新しい地域のかたち	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づく地域づくりを行う ・防波堤、防潮堤、二線堤、高台移転等の「面」の整備、土地利用・建築構造規制等の、適切な組み合わせを検討する ・津波災害に対応した一般的な制度を創設する ・特例措置として、土地利用計画手続の一本化・迅速化のための「特区」手法を活用する
くらしとしごとの再生	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急雇用・雇用復興など地域経済活動の再生等のための施策を行う ・地方分権的な規制・権限の特例、手続の簡素化、経済的支援などの支援措置を具体的に検討し、区域・期間を限定した上で、これらの措置を一元的かつ迅速に行える「特区」手法を活用する ・使い勝手のよい自由度の高い交付金の仕組みと、必要な事業の柔軟な実施を可能とする基金の設立を検討する
原子力災害からの復興に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・原発事故の一刻も早い事態収束に向け、被災者や被災地方公共団体への賠償支援、土壌からの放射性物質除去、福島県における「特区」手法の利用などを国が責任を持って実施する
開かれた復興	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地における復興への取組が世界各国の人々が生き抜く一つのモデルとなりうることから、エネルギー戦略の見直し、生涯現役社会や高付加価値産業の創出によって日本経済の活性化を目指す

(東日本大震災復興構想会議「復興への提言～悲慘のなかの希望～」をもとに作成)

② 東日本大震災復興基本法の制定に伴う動き

6月24日、復興の基本理念、国と地方公共団体の責務等を定める東日本大震災復興基本法が公布・施行され、同法の規定に基づき内閣総理大臣を本部長とする震災復興対策本部が設置された。同本部には、地方機関として宮城、岩手、福島の3県に現地対策本部が置かれ、本県には仙台市内に事務所が置かれた。

震災復興対策本部会議は、6月28日から平成24年1月23日までに12回開催され、復興基本方針の策定や復興関係予算等（予算、特区及び交付金、復興庁）について検討が行われた¹。

第1回会議では総理が、復興構想会議から提出のあった「復興への提言～悲慘のなかの希望～」を最大限尊重して復興基本方針を策定するよう指示した。これを受け、各県現地対策本部において県や市町村と意見交換を行い、7月29日の第4回会議で復興基本法第3条等に基づき東日本大震災からの復興の基本方針が決定された。

その後、同方針の具体化に向けて、東日本大震災・原子力災害からの本格的な復興予算として、平成23年度第3次補正予算が11月21日の臨時国会で成立するとともに、所要の措置を講じる東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）が11月30日に成立した。また、12月7日に復興特別区域での規制・手続き等の特例及び税・財政・金融上の支援を講ずる東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「復興特区法」という。）が、12月9日に復興庁の設置・任務等を定める復興庁設置法が成立した。

イ 復興庁の設置及び体制

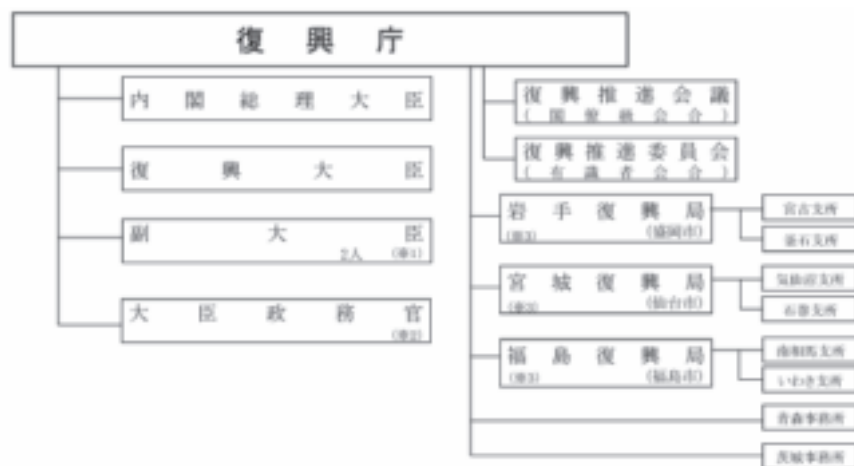
平成24年2月10日に施行された復興庁設置法に基づき開庁した復興庁は、内閣の中に置かれ、内閣官房とともに、東日本大震災からの復興に関する国の施策に関して、各省よりも一段高い立場から総合調整

¹ 復興庁：「復興庁の経過 東日本大震災復興対策本部」復興庁ホームページ <http://www.reconstruction.go.jp/topics/000816.html> (確認日：平成26年2月27日)

を行う権限を持つ機関として発足した。設置期間は復興基本方針に定める復興期間に合わせ、平成23年度から32年度までの10年間とされた。

復興庁の下には、閣僚級の決定機関である復興推進会議、地方公共団体の長や有識者を構成員とする復興推進委員会が置かれた。また、宮城、岩手、福島の3県に復興局と2つの支所、青森及び茨城県に事務所を置き、現地で被災地方公共団体の相談・要望などにワンストップで対応する体制が整備された²（図表7-1-2参照）。

図表7-1-2 復興庁の組織図



※1 復興庁に副大臣2人を置くほか、他の府省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。
 ※2 復興庁に大臣政務官を置くことができる。大臣政務官は、他の府省の大臣政務官の職を占める者をもって充てる。
 ※3 副大臣又は大臣政務官が各復興局を担当する。

（平成23年7月時点、内閣府、平成24年版防災白書）

ロ 東日本大震災復興特別区域法

復興特区法は、復興基本法2条の基本理念に則した東日本大震災からの円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的に、12月26日に施行され、復興基本法に基づく復興特別区域基本方針は、平成24年1月6日に公表された。

復興特区法は、復興推進計画の作成とこれに基づく各種の規制緩和、復興整備計画の作成とこれに基づく土地再編のための特例、復興交付金事業計画の作成とこれに基づく交付金の交付で構成されており³、復興特区法の対象地域は11道県227市町村で、そのうち本県では全35市町村が対象地域となっている。

復興推進計画は総理の認定を受けることにより、住宅、産業、まちづくり、医療・福祉等の分野において、個別の規制、手続きの特例や税制上の特例を受けることができ、措置の具体例としては、応急仮設店舗・工場などの存続期間の延長、建築物の柔軟・迅速な整備を可能にするための建築基準法の用途制限緩和、復興産業集積区域内に新たに立地した新設企業に対する5年間の法人税無税化などがある³。

復興整備計画は策定・公表することにより、土地利用の再編に係る許可や手続等について特例措置が適用され、市街化調整区域のままで開発許可、農用地区域のままで転用許可やこれら開発許可や農地の

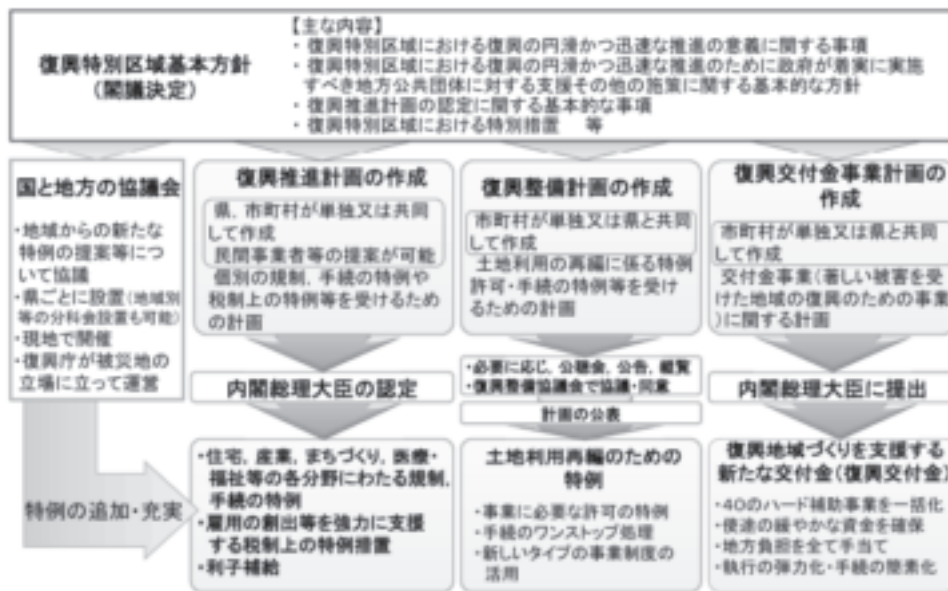
² 首相官邸「復興に向けて 復興を支える国の組織、制度 復興庁」首相官邸ホームページ
<http://www.kantei.go.jp/fukkou/organization/reconstruction.html>（確認日：平成26年4月3日）

³ 東日本大震災復興対策本部事務局：『東日本大震災復興特別区法資料』（復興庁、平成23年12月）

転用許可等、復興整備計画に基づき必要となる複数の許可手続について処理のワンストップ化などが受けられる³。

復興交付金事業計画に基づく復興交付金の制度では、地方公共団体が国の補助金等の交付を受けるにあたり、通常事業ごとに必要な申請について1本の計画を提出することで、計画に含まれる全ての事業をパッケージで財政的な手当を受けることができる。地方公共団体は、復興地域づくりに必要な事業として一括化された基幹事業の中から地域のニーズに合ったものを選択でき、さらに、基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する効果促進事業等のための資金が確保される。事業間での資金の流用、基金設置による執行の弾力化や交付金の交付・繰越・変更などの手続についても、通例の補助金等の場合より簡素化され、迅速に手続が進められるような配慮がなされている³。以上を整理した復興特区法の枠組みは、次のとおりである（図表7-1-3参照）。

図表7-1-3 復興特区法の枠組み



(復興庁、東日本大震災復興特別区法資料)

2 県の動き

(1) 県震災復興本部の設置

震災により著しい被害を受けた地域の復興を推進するため、本県では、知事を本部長とする県震災復興本部を4月22日に設置し、県震災復興計画の推進や進行管理のほか、関係機関と総合的な調整を図りながら、復興施策を確実に実施していくこととした。

平成23年度は、4月22日に開催した第1回県震災復興本部会議を含め11回の会議を開催し、県震災復興基本方針(素案)を踏まえながら県震災復興計画の策定作業を進め、震災復興に係る予算や復興特区制度についての意見交換等を行った。また、課題ごとの具体的な検討を行うため、復興に関する提案事業等検討部会、復興地域づくり検討部会、生活者支援検討部会等も開催した。

なお、12月1日に県震災復興本部内に被災者生活支援実施本部を、平成24年10月22日には、まちづくり・住宅整備推進本部を置き、被災者生活支援に係る課題や市町村が取り組むまちづくり及び住宅整備に係る課題への対応策の調整、検討及び具体化を図ることとし、平成24年度以降も復興施策の確実な実施と総合調整等を県震災復興本部において進めている。

② 県震災復興計画の検討

イ 県震災復興会議の設置

県震災復興計画の策定にあたり、広く有識者からの専門的な意見を伺うため、様々な分野の学識経験者や専門家12人を委員とする県震災復興会議を設置した。日本の発展も視野に入れた計画を策定したいとの考えから、委員には、東北大学総長と東北大学大学院工学研究科附属災害制御研究センター長の2人を除き、全て県外の有識者に委員への就任を依頼した。第1回震災復興会議の開催に先立ち、委員は仙台市若林区、名取市、亶理町などの被災地を視察した。

県では、発災から1か月後の4月11日に、県震災復興計画の策定にあたり基本的な考え方を取りまとめた宮城県震災復興基本方針（素案）を策定・公表した。同方針は、復興の主体は県民一人ひとりであることなどの基本理念や復興の基本的な考え方について定めたものである。県震災復興会議では、同方針に基づいて、先進的な地域づくりを行う上での重要な考え方や具体的なアイデアなどの検討が重ねられた。

県震災復興会議は、5月2日から8月22日まで4回開催された。最後の開催となった第4回会議では、県震災復興計画（最終案）に対して各委員が意見を述べ、さらに県計画を応援するために復興会議委員が作成した、復興応援宣言が議長から知事に手渡された。

震災復興計画は、通常、国の法案や計画の整備を受けて策定されるが、本県では早期の復興と被災地の考えを明確にし、国に提案を行う方針としたため、国に先んじて県震災復興基本方針（素案）や県震災復興計画の策定に着手し、これらの方針等に基づく提案を復興構想会議の場で行った⁴。



県震災復興会議委員による亶理町荒浜の視察

ロ 県民からの意見等の募集

県震災復興計画の策定にあたり、広く県民からの意見・提言を得るため、7月に名取市、大河原町、大崎市、石巻市、気仙沼市の県内5会場において、県民説明会を開催した。説明会には、合計で約1,130人の県民が参加した。

参加した県民からは、一次産業の復旧・復興、早急ながれき処理、道路や橋の復旧、高潮や冠水対策、建築制限地域の生活再建の見通し、中小企業支援、雇用対策、学校を避難拠点とするための整備、被災者の心のケアの充実、観光振興、自然と防災の共存など、現在の避難生活に直結する切実な意見や将来を見据えた多くの意見が出された。

また、県震災復興計画（案）について、7月13日から8月2日までホームページ等を通じ県民の意見を募集する意見提出手続（パブリックコメント）を行い、166人、22団体、12企業から合計679項目の意見・提言が寄せられた。



県民説明会の様子

⁴ 知事は、皇太子同妃両殿下が本県を御訪問になられた6月4日の1回を除き他の公務に優先して同会議に出席した。

ハ 県震災復興計画の策定

県震災復興会議での提言や県民から寄せられた意見も踏まえ、県震災復興計画の策定作業を進め、8月17日に開催した第5回県震災復興本部会議において、県震災復興計画（最終案）を決定した。同計画（最終案）は、県議会9月定例会において10月18日に可決され、今後10年間の本県の進めていく復興の道筋が定まることとなった。

③ 復興推進体制の整備

イ 組織改編

本県では、4月22日の県震災復興本部の設置に合わせて、東日本大震災からの復興を推進し震災前以上の更なる県勢の発展を実現するため、総合的な企画及び連絡調整を行う組織として、企画部を再編して震災復興・企画部を設置し、順次必要な組織及び人員体制の再編・整備を進めた（図表7-1-4参照）。

なお、4月の実施を延期していた職員の定期人事異動を7月1日に実施し、必要に応じて庁内課室の人員の増強を図った。

図表7-1-4 組織再編

再編日	組織名	新設及び再編目的
4月22日	(新設) 震災復興推進課	県震災復興本部の運営、国の復興構想会議との調整など震災復興の推進役を担うため設置
	(再編) 震災復興政策課	震災復興に向けた10年間のロードマップである県震災復興計画の策定、進行管理等を担うため設置
	(再編) 地域復興支援課	被災した市町村の震災復興計画の策定に係る支援、被災者の二次避難の総合調整を担うため設置
7月1日	(新設) 震災援護室	応急仮設住宅の整備など災害救助法に基づく支援の推進、災害弔慰金や災害障害見舞金の支給など被災者の生活再建を推進するため設置
	(新設) 復興まちづくり推進室	震災により甚大な被害を受けた市町に対して、新しい都市計画を推進するために必要となる支援を実施するため設置
9月1日	(新設) 震災廃棄物対策課	膨大な災害廃棄物の適正な処理等について、沿岸市町からの事務委託の進展に伴い、被災地からの災害廃棄物の搬出及び二次仮置場の整備を早急に進めるため設置
9月12日	(再編) 原子力安全対策課	原発事故に伴う放射性物質汚染の影響が広範囲かつ深刻になりつつあることを踏まえ、県民の不安解消に向けた取組を重点的かつ総合的に進めるため設置
平成24年 4月1日	(新設) 復興住宅整備室	被災者の生活拠点となる恒久的な住宅を早期かつ円滑に整備するため設置

ロ 自治法派遣職員の受入れ・任期付職員の採用

本県では、他県等から自治法派遣職員の受入れとともに、任期付職員を採用することにより、県の復興業務推進のため人員確保を図った。平成23年度は、29都道県1市1町1団体から土木職200人、農業土木職60人、建築職36人、機械職10人、電気職13人、心理職4人、保健師10人の、延べ333人を受入れた。また、土木の任期付職員採用を実施し、平成24年5月1日以降に31人を採用した。

【参考文献】

- 1) 内閣府：『平成24年版 防災白書』（内閣府、平成24年8月）
- 2) 内閣府：「東日本大震災復興構想会議」内閣府ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/fukkou>（確認日：平成26年2月27日）
- 3) 東日本大震災復興構想会議：『復興への提言～悲惨のなかの希望～』（平成23年6月25日）
- 4) (一財)国土技術研究センター：「復興構想会議が7原則策定、地域主体の復興 検討部会の意見集約（平成23年5月10日）」(一財)国土技術研究センター東日本大震災復興計画情報ポータルサイト http://www.jice.or.jp/sinsai/sinsai_detail.php?id=279（確認日：平成26年4月3日）

第7章 復興に向けた始動

- 5) 復興庁：「復興庁の経過 東日本大震災復興対策本部」復興庁ホームページ
<http://www.reconstruction.go.jp/topics/000816.html>（確認日：平成26年2月27日）
- 6) 首相官邸：「復興に向けて 復興を支える国の組織、制度 復興庁」首相官邸ホームページ
<http://www.kantei.go.jp/fukkou/organization/reconstruction.html>（確認日：平成26年4月3日）
- 7) 東日本大震災復興対策本部事務局：『東日本大震災復興特別区域法資料』（復興庁、平成23年12月）
- 8) 宮城県：「宮城県震災復興基本方針（素案）」（宮城県、平成23年4月）宮城県ホームページ
<http://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/fukkou-houshin.html>（確認日：平成26年2月27日）
- 9) 宮城県震災復興・企画部震災復興推進課：「宮城県震災復興本部会議の開催状況について」宮城県ホームページ
<http://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/conf.html>（確認日：平成26年2月27日）
- 10) 宮城県：『宮城県震災復興の歩み』
- 11) 宮城県震災復興・企画部震災復興推進課：「宮城県震災復興計画県民説明会の結果」宮城県ホームページ
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/seisaku/fukkou-kenmin-02.html>（確認日：平成26年2月28日）
- 12) 宮城県震災復興・企画部震災復興推進課：「宮城県震災復興計画パブリックコメント」宮城県ホームページ
<http://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/fukkou-public.html>（確認日：平成26年2月28日）
- 13) 宮城県：『東日本大震災－宮城県の6か月間の災害対応とその検証－』（宮城県、平成24年3月）
- 14) 宮城県：『震災復興に向けた新たな行政運営の方針 平成23年度実績書』（宮城県、平成24年7月）
- 15) 村井 嘉浩：『復興に命をかける』（PHP 研究所、平成24年2月）
- 16) 宮城県震災復興・企画部震災復興政策課：「宮城県震災復興会議」宮城県ホームページ
<http://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/fukkoukaigi-top.html>（確認日：平成26年9月29日）
- 17) 宮城県：『東日本大震災（続編）－宮城県の発災6か月後から半年間の災害対応とその検証－』（宮城県、平成25年3月）

第2節 宮城県震災復興計画の概要

(1) 策定の趣旨

本県では、東日本大震災により甚大な被害を受けた県の今後10年間の復興の道筋を示すため、県震災復興計画を策定した。未曾有の大災害から県と県民とが力を合わせて復興を成し遂げていくためには、従来とは違った新たな制度設計や思い切った手法を取り入れていくことが不可欠であるとの考えから、提案型の計画として策定している。

(2) 基本理念

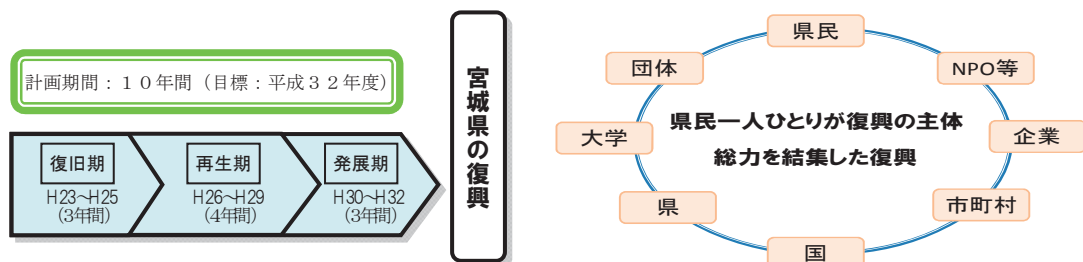
復興の推進にあたっては、国内外の機関と連携し、世界に開かれた復興を目指すこととしている。

- 基本理念1 災害に強く安心して暮らせるまちづくり
- 基本理念2 県民一人ひとりが復興の主体・総力を結集した復興
- 基本理念3 「復旧」にとどまらない抜本的な「再構築」
- 基本理念4 現代社会の課題を解決する先進的な地域づくり
- 基本理念5 壊滅的な被害からの復興モデルの構築

(3) 基本的な考え方

復興を達成するまでの期間をおおむね10年間とし、平成32年度を復興の目標に定めた。計画期間を復旧期、再生期、発展期に区分し、特に、復旧期の段階から、再生期・発展期に実を結ぶための復興の「種」をまき、宮城の復興に結びつける（図表7-2-1参照）。

図表7-2-1 県震災復興計画の基本的な考え方



(4) 緊急重点事項

県震災復興計画では、被災者の生活支援と被災地の復興に最優先に取り組むため、全県的に緊急的な対応が必要な被災者の生活支援、公共土木施設とライフラインの早期復旧、被災市町村の行政機能の回復、災害廃棄物の処理、教育環境の確保、保健・医療・福祉の確保、雇用・生活資金の確保、農林水産業の初期復旧、商工業の復興、安全・安心な地域社会の再構築、原子力災害等への対応の11項目を緊急重点事項として掲げている。

(5) 復興のポイント

復興を進めていくにあたっては、従来とは違った新しい制度設計や思い切った手法を積極的に取り入れて、復旧にとどまらない抜本的な「再構築」を行い、産学官の連携なども活用しながら、先進的な地域づくりを

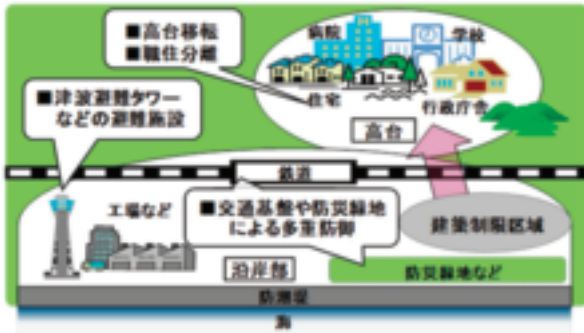
第7章 復興に向けた始動

行っていく必要がある。そのため、県震災復興計画では以下の10項目を復興のポイントとし、その実現に向けて国に提案・要望するとともに、県民や市町村と一体となった取組を推進していく（図表7-2-2参照）。

図表7-2-2 復興のポイントと具体的な取組

復興のポイント1. 災害に強いまちづくり宮城モデルの構築

【高台移転・職住分離・多重防御のイメージ】



■具体的な取組

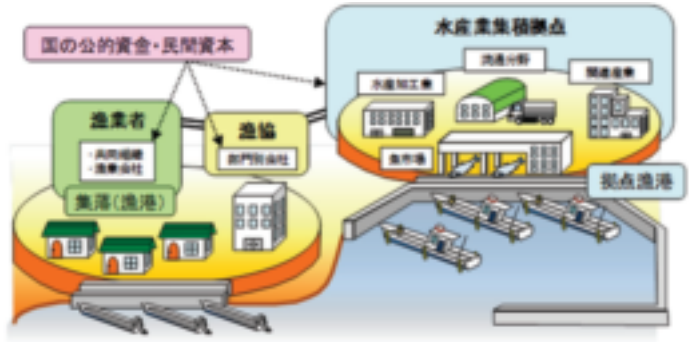
- 高台移転、職住分離
- 安全な避難場所と避難経路の確保
- まちづくりプロセスの確立
- 多重防御による大津波対策
- まちづくり支援
- 「命の道」となる道路の整備促進

■検討すべき課題

- ・まちづくりに向けた新たな制度創設や規制緩和
- ・新たな土地利用に伴う土地所有権の円滑な移転や跡地の取扱い
- ・地域住民の合意形成

復興のポイント2. 水産県みやぎの復興

【水産業再構築のイメージ】



■具体的な取組

- 水産業集積地域、漁業拠点の集約再編
- 新しい経営形態の導入
- 競争力と魅力ある水産業の形成

■検討すべき課題

- ・漁船、養殖施設、加工施設等の基盤を国が一定期間直接助成するスキームの創設
- ・国の「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づく民間資本導入の促進に資する水産業復興特区の次期漁業権切替までの検討及び漁業者との協議・調整

復興のポイント3. 先進的な農林業の構築

【合理的なゾーニングのイメージ】



■具体的な取組

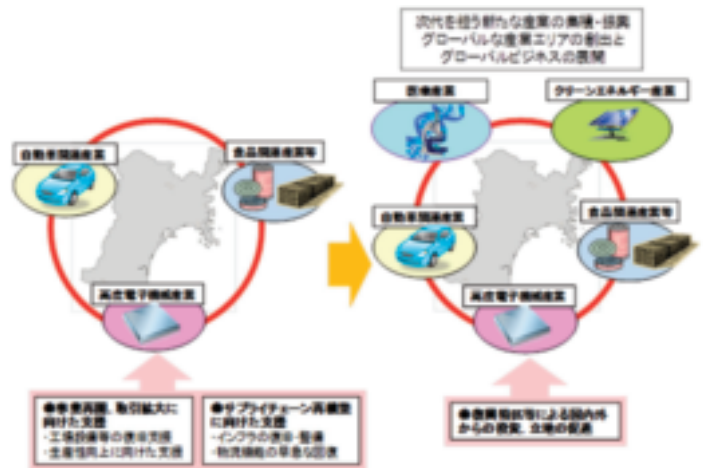
- 新たな時代の農業・農村モデルの構築
- 民間投資を活用したアグリビジネスの振興支援
- 緑地・公園化等のバッファゾーン（緩衝地帯）の設定
- 木材産業の早期再建と活力ある林業の再生

■検討すべき課題

- ・農地の合理的な活用に向けたゾーニングの検討
- ・ゾーニングを円滑に実施するための制度創設や規制緩和、税制優遇措置の実施
- ・農業の活性化を可能にするための民間投資の拡大

復興のポイント4. ものづくり産業の早期復興による「富県宮城の実現」

【産業振興のイメージ】



■具体的な取組

- 早期の事業再開に向けた環境整備
- 事業継続を支える物流基盤の強化
- 自動車関連産業等の更なる振興と企業誘致の展開
- 次代を担う新たな産業の集積・振興
- グローバルな産業エリアの創出とグローバルビジネスの展開
- 新たな産業振興等による雇用機会の創出

■検討すべき課題

- ・新たな産業集積分野への投資や企業進出を促進するための特区制度等の仕組みの創設

復興のポイント5. 多様な魅力を持つみやぎの観光の再生

【広域観光ルートの構築のイメージ】



■具体的な取組

- 的確な観光情報発信
- 観光客の利便性、安全・安心を確保する広域交通網の構築
- 官民連携による仙台・宮城DCの展開
- MICE（国際会議等）の誘致
- 広域観光ルートの再構築
- 震災についての学習・研修を目的とする旅行の誘致

■検討すべき課題

- ・被災した観光施設の復旧・観光資源の再生及び新しい観光資源の創出

復興のポイント6. 地域を包括する保健・医療・福祉の再構築

【ICTを活用した医療連携構築のイメージ】



■具体的な取組

- 保健医療福祉施設の適正配置と機能連携
- ICT（情報通信技術）を活用した医療連携の構築
- 被災者へのケア体制の充実

■検討すべき課題

- ・新たな医療・福祉システムの構築のための規制緩和
- ・医療・福祉従事者の流出防止と育成・確保

復興のポイント7. 再生可能なエネルギーを活用したエコタウンの形成

【エコタウンのイメージ】



■具体的な取組

- 環境に配慮したまちづくりの推進
- 復興住宅における太陽光発電の全戸整備
- スマートグリッドやコージェネレーションによる先進的な地域づくり

■検討すべき課題

- ・クリーンエネルギー、スマートグリッドの普及啓発
- ・再生可能エネルギー導入に係る諸規制の緩和
- ・設備導入に当たっての国の支援措置、設置者の負担軽減
- ・エネルギー関連企業や電気事業者との協働、省エネ関連企業の研究開発

復興のポイント8. 災害に強い国土・国土づくりの推進

【広域防災体制のイメージ】



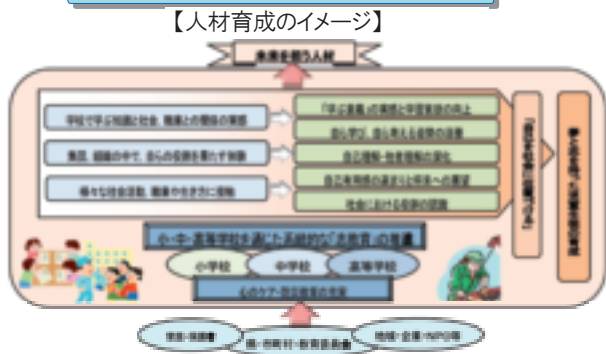
■具体的な取組

- 耐災性の高いライフライン・物流システムの構築
- 防災体制の再構築
- 広域防災拠点の設置
- 東北地方への危機管理代替機能の整備
- 「(仮称)東日本大震災メモリアルパーク」の整備

■検討すべき課題

- ・中核的な広域防災拠点整備と危機管理代替機能整備についての国における制度設計
- ・東北6県の広域的なネットワークの形成
- ・自治体間協力によるベアリング支援体制の構築

復興のポイント9. 未来を担う人材の育成



- 具体的な取組
- 心のケアと防災教育の充実
 - 「志教育」の推進
 - 宮城の復興を担う産業人材の育成
 - 若者の復興活動への参加促進

- 検討すべき課題
- ・心のケア等を充実するための条件整備
 - ・「志教育」推進のための地域・企業等との連携体制づくり
 - ・本県復興の担い手育成のための仕組みづくり

復興のポイント10. 復興を支える財源・制度・連携体制の構築



- 具体的な取組
- 必要な財源の確保
 - 民間活力の導入
 - 「東日本復興特区」の創設
 - 被災県・被災市町村の枠を超えた連携
 - 復興・地域再生を先導する学術・研究機関やシンクタンク等との連携

- 検討すべき課題
- ・各種財源確保策についての、国における制度設計、国民の合意形成
 - ・実効性のある特区制度の創設

⑥ 分野別の復興の方向性

県政全般について、分野ごとの復興の基本的な方向を掲げ、復旧期・再生期・発展期の各段階を踏まえて効果的な施策の展開を図り、また、復興にあたっては、地域の実情に合った福祉政策、都市政策、交通政策など各分野の施策を統合して横断的な施策展開を図るとともに、ものづくり産業や観光の分野などで内陸部と沿岸部の連携を深め、全県的な復興に取り組むこととしている（図表7-2-3参照）。

最終的には、本県の長期総合計画である「宮城の将来ビジョン」に掲げた、富県宮城の実現、安心と活力に満ちた地域社会づくり、人と自然が調和した美しく安全な県土づくりの政策推進の基本方針に基づき、県民が県勢の発展を実感できる地域社会の実現を目指している。

図表7-2-3 分野別の復興の方向性

1. 環境・生活・衛生・廃棄物	5. 公共土木施設
① 被災者の生活環境の確保	① 道路、港湾、空港などの交通基盤の確保・整備促進
② 廃棄物の適正処理	② 海岸、河川などの県土保全
③ 持続可能な社会と環境保全の実現	③ 上下水道などのライフラインの復旧
	④ 沿岸市町をはじめとするまちの再構築
2. 保健・医療・福祉	6. 教育
① 安心できる地域医療の確保	① 安全・安心な学校教育の確保
② 未来を担う子どもたちへの支援	② 家庭・地域の教育力の再構築
③ だれもが住みよい地域社会の構築	③ 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実
3. 経済・商工・観光・雇用	7. 防災・安全・安心
① ものづくり産業の復興	① 防災機能の再構築
② 商業・観光の再生	② 大津波等への備え
③ 雇用の維持・確保	③ 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化
	④ 安全・安心な地域社会の構築
4. 農業・林業・水産業	
① 魅力ある農業・農村の再興	
② 活力ある林業の再生	
③ 新たな水産業の創造	
④ 一次産業を牽引する食産業の振興	

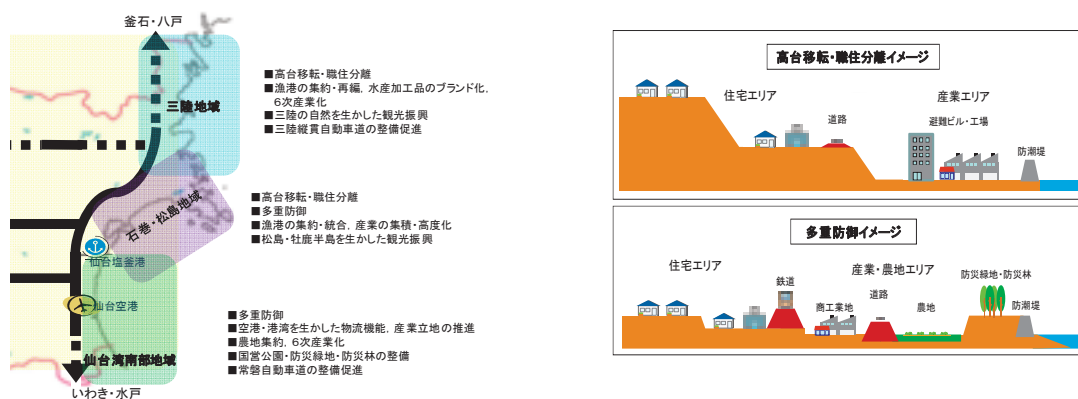
(7) 沿岸被災市町・県全体の復興イメージ

イ 沿岸被災市町の復興のイメージ

本計画では、沿岸被災地域をおおむね三陸地域、石巻・松島地域、仙台湾南部地域に区分し、基本的な復興のイメージを提示している。

三陸地域では、山地や斜面・丘陵地帯が大半を占め、平地が少ない地形であるため、高台移転・職住分離や防御施設を併用する。仙台湾南部地域では、平地が広がる地形であるため、多重防御によりまちづくりを行う。両地域の特徴を併せ持つ石巻・松島地域については、基本的には高台移転・職住分離によりまちづくりを行い、高台の確保が困難な地域では、多重防御による対応するイメージとしている（図表7-2-4参照）。

図表7-2-4 沿岸被災市町の復興及び高台移転・職住分離、多重防御のイメージ図



ロ 県全体の復興イメージ

これからの県民生活のあり方を見据えて、県全体の産業のあり方や公共施設などの整備・配置などを抜本的に再構築する。また、「宮城の将来ビジョン」に掲げた県全体の将来の姿の実現を目指し、内外の期待に応えられる復興モデルを構築する。

ハ 県と市町村・市町村相互の連携

今回の震災により、改めて県内市町村の相互連携の必要性・重要性が認識されたことから、被災の少ない市町村との相互連携がこれまで以上に強固なものとなるよう、市町村の取組を支援していく。また、県は各地域の被災状況や土地利用の状況、産業構造など地域特性を踏まえ、被災市町村の復興に向けた考えを十分に尊重して、市町村の復興に向けた取組を支援していく。

(8) 部門別復興計画の策定

県全体の基本方針、県震災復興計画を踏まえて、分野ごとにその目標や進め方を明確にして復興への取組を推進していくため、部門別計画を策定した。

県震災復興計画の策定と同時に、みやぎの農業・農村復興計画、みやぎ森林・林業の震災復興プラン、宮城県水産業復興プラン、宮城県社会資本再生・復興計画を、12月に宮城県復興住宅計画を策定した。また、平成24年2月に宮城県地域医療復興計画を策定している。

【参考文献】

1) 宮城県：『宮城県震災復興計画 ～宮城・東北・日本の絆 再生からさらなる発展へ～』（宮城県、平成23年10月）

第3節 東日本大震災復興基金の創設と活用

1 東日本大震災復興基金の創設

本県では、既存制度では手の届かない部分を補い、被災した県民や企業に対するきめ細かな支援を県独自の施策として実施し、復興を円滑かつ迅速に進めていくことを目的として、被災県としては最も早い8月に、東日本大震災復興基金を創設した。

地方交付税の支援を基盤とする復興基金は、平成3年の雲仙・普賢岳噴火災害対策で初めて設置され、その後、大規模災害時に復興基金が設けられる事例が増えていた。これまでは、基金を運営する財団法人に対する県からの無利子貸付金を原資とし、その運用益を財源として事業が実施されてきたが、本県が設置した東日本大震災復興基金は、低金利を背景に従来の運用型では十分な運用益が期待できず、有効性が認められないことから、基金そのものを事業費に充てる取り崩し型の基金とし、都道府県としては初めての設置となった。

設置期間を平成32年度までの10年間とし、創設当初は早急に実施する必要がある養殖業再生事業、中小企業等施設設備復旧支援事業等の事業に活用するために160億円を基金造成費とした。内訳は、特別交付税が約92億円、県への寄附金が約42億5,500万円、ヤマト福祉財団からの助成金が約25億円となっている。

なお、当初計上していない事業や翌年度以降の事業費については、支援施策の充実が図れるよう、国に対して基金への支援の早期実現について要望するなど財源確保に努め、追加で積み立てを行っていくこととした。

復興基金創設に先立ち、県では、5月20日及び6月24日に、国に対し基金に対する国費の支援又は無利子貸付等による要望を行い、また、8月4日、9月7日及び10月5日にも震災復興基金所要額確保のための財政支援を要望した。その後、10月17日に国において東日本大震災に係る取り崩し型復興基金が1,960億円の規模で創設され、本県には660億円の特別交付税が措置されることとなった。

県では、この特別交付税や本県への寄附金等により、9月補正予算で58億円、11月補正予算で670億5,500万円、2月補正予算で5億2,853万8,000円を東日本大震災復興基金に積み増しして、支援施策の充実を図った¹。

2 東日本大震災復興基金の活用

本県では、東日本大震災復興基金を、被災者や被災した企業等の自己負担の軽減を目的として、平成23年度は被災者の生活支援、教育支援、農林水産業支援、商工業支援等の約51の事業の実施に活用した（図表7-3-1参照）。復興基金の事業の執行にあたっては、被災者へ直接補助することとした。これにより、国庫補助の対象とならない私立学校、老人福祉施設、社会福祉施設、農林水産業団体、商工業団体、国登録文化財を所有する個人等に対し、復旧・修復等に要する経費の一部援助や助成が可能となり、基金ならではの実績があがった。その一方、応急仮設住宅共同施設維持管理費については、入居者を含む任意団体を補助事業者とすべきところ、平成23年度は災害による混乱の継続から任意団体を設置できる状況になく、特例措置として市町村へ補助することとしたが、その調整に相当の時間を要するという課題も生じた。

なお、平成24年3月にはこの基金の一部を取り崩し、市町村が地域の実情に応じて、住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興・雇用維持等に係る事業を持続的かつきめ細かに行うための財源（東日本大震災復興基金交付金）として、県内全市町村に総額330億円を交付した。

¹ 平成23年度における寄附金の東日本大震災復興基金への積み増し状況は、一般の寄附金14.2億円（うち平成22年度寄附金4.5億円）、クウェート国からの支援金161.9億円を充当している。

図表7-3-1 東日本大震災復興基金による主な事業

単位：百万円

区分	事業名	事業の概要	実績 (H23年度)
被災者の生活支援	応急仮設住宅共同施設維持管理費	応急仮設住宅の適切な維持管理のための支援	258
	老人福祉施設等復旧支援事業費	被災した特別養護老人ホーム等の復旧費用の一部を助成	38
	認可外保育施設利用者支援費	被災した認可外保育施設利用者に対する減免措置と同等の支援	56
	社会福祉施設等復旧特別支援費	社会福祉施設の災害復旧事業に係る自己負担金の一部を助成	25
	組合区画整理施設等復旧支援費	土地区画整理事業の災害復旧事業に係る自己負担金の一部を助成	57
	住宅再建支援費	住宅の再建により二重ローンを抱えた被災者に対して5年間の利子相当額を助成	67
	食生活支援費	応急仮設住宅入居者等に対する管理栄養士等による栄養指導等の充実	5
教育支援	私立学校施設設備復旧特別支援費	被災した私立学校施設設備の災害復旧に要する経費の一部を助成	1,735
	私立博物館復旧支援費	私立博物館等の災害復旧に要する費用の一部を助成	8
	社会教育関連団体復旧支援費	社会教育関連団体施設の災害復旧に要する費用の一部を助成	7
	県立高校部活動用備品復旧支援費	部活動に必要な備品の購入費や施設の修繕費用の一部を助成	11
	被災有形文化財等復旧支援費	国登録有形文化財の修理・修繕に要する経費の一部を助成	2
	指定文化財等復旧特別支援費	国・県・市町村指定文化財の修理・修繕に要する経費の一部を助成	3
農林水産業支援	農業団体被災施設等再建整備支援費	被災した農業団体の施設・設備の再建を支援	103
	特用林産物生産施設早期再開支援費	被災した特用林産物生産施設の再建を支援	73
	畜舎等施設整備支援費	被災した畜舎等の復旧経費の一部を助成	76
	小規模農地等復旧支援費	国庫補助制度の災害復旧事業にあたらぬ小規模災害復旧経費の一部を助成	95
	養殖業再生費	養殖業の早期再開に必要な施設整備等に係る経費の一部を助成	1,095
商工業支援	商業活動再開支援費	被災した商店の施設復旧等に係る経費の一部を助成	2,702
	被災商工会等施設等復旧支援費	被災した商工会館等の復旧に係る経費の一部を助成	21
	中小企業組合等共同施設等復旧支援費	被災した商工事業協同組合会館等の復旧に係る経費の一部を助成	153
	観光施設再生支援費	被災した観光事業者の施設再建に係る経費の一部を助成	950
	雇用維持対策費	被災した事業主に対して休業等の雇用維持に要した経費の一部を助成	252
	中小企業施設設備復旧支援費	被災した中小製造業者が事業再開・継続のために必要な施設整備等に係る経費の一部を助成	4,479
	観光復興キャンペーン推進費	観光復興キャンペーンを実施する民間団体に対して活動に要する費用の一部を助成	10

【参考文献】

- 1) 宮城県：『東日本大震災（続編）—宮城県の発災6か月後から半年間の災害対応とその検証—』（宮城県、平成25年3月）

第4節 市町村震災復興計画等の策定

1 市町村震災復興計画等の策定

(1) 市町村震災復興方針・計画等の策定状況

県内では平成24年3月時点で、沿岸全15市町と内陸6市町の21市町が震災復興計画等を策定している(図表7-4-1参照)。沿岸市町では地域の実情に応じて、住民の意向を反映させながら多重防御や集団移転による津波対策などを盛り込み、災害に強いまちづくりを目指す計画が策定された。

図表7-4-1 市町村の震災復興計画等の策定状況

市町名	計画名	策定時期	計画期間(年度)	減災に関わる事業	
沿岸部	仙台市	仙台市震災復興計画	H23.11	H23~H27	多重防御、集団移転、避難道路・施設の整備
	石巻市	石巻市震災復興基本計画	H23.12	H23~H32	多重防御、集団移転
	塩竈市	塩竈市震災復興計画	H23.12	H23~H32	防潮堤の整備、幹線道路に堤防機能を付与、避難路の整備等
	気仙沼市	気仙沼市震災復興計画	H23.10	H23~H32	集団移転、避難場所等の確保
	名取市	名取市震災復興計画	H23.10	H23~H29	集団移転、多重防御、高台避難場所の確保等
	多賀城市	多賀城市震災復興計画	H23.12	H23~H32	多重防御
	岩沼市	岩沼市震災復興計画	H23.9	H23~H29	多重防御、集団移転、千年希望の丘の整備等
	東松島市	東松島市復興まちづくり計画	H23.12	H23~H32	多重防御、集団移転、避難場所等の確保
	亘理町	亘理町震災復興計画	H23.12	H23~H32	多重防御、集団移転
	山元町	山元町震災復興計画	H23.12	H23~H30	多重防御、集団移転
	松島町	松島町震災復興計画	H23.12	H23~H27	防潮堤の嵩上げ、避難路の強化等
	七ヶ浜町	七ヶ浜町震災復興計画	H23.11	H23~H32	多重防御、集団移転
	利府町	利府町震災復興計画	H23.12	H23~H28	高台への避難所、避難場所等の整備
	女川町	女川町復興計画	H23.9	H23~H30	集団移転、避難場所・避難ビルなどの整備
	南三陸町	南三陸町震災復興計画	H23.12	H23~H32	集団移転、避難路や避難施設の整備
内陸部	白石市	白石市東日本大震災復興計画	H23.9	H23~H29	上下水道施設の耐震化等
	角田市	角田市震災復旧・復興基本計画	H23.8	H23~H27	上下水道施設の耐震化等
	登米市	登米市震災復興計画	H23.12	H23~H27	上下水道施設の耐震化等
	栗原市	栗原市震災復興ビジョン	H23.12	H23~H33	住宅の耐震診断、耐震改修費の一部助成等
	大崎市	大崎市震災復興計画	H23.10	H23~H29	災害に強い道路網、上下水道の整備等
	涌谷町	復興まちづくりマスタープラン	H24.3	H23~H32	公共施設の防災機能の強化、道路確保等

(2) 市町村震災復興計画等の策定体制

平成24年4月に実施された内閣府の復興計画の策定状況調査¹によると、震災復興計画を策定した県内市町村のうち、幹部職員による組織・会議を組織した市町が73%、また、復興計画の策定会議に各部局の代表者も参加した市町が67%となっている²。さらに、33%の市町では、テーマごとに部局横断的な専門チームを設けるなど、様々な方法により部局間調整体制をとり、計画の策定に取り組んでいた。また、震災復興計画を策定した県内市町村のうち、復興計画の策定に係る有識者等による検討委員会の設置については、復興計画の策定主体となる組織として設置した市町村が40%、市町村長に提言・答申するための組織として設置し

¹ 内閣府：『東日本大震災における被災地方公共団体の復興計画の分析調査報告書』（内閣府、平成24年3月）
調査対象は、東日本大震災により大きな被害を受けた特定被災地方公共団体（9県、178市町村）、特定被災区域（222市町村）のいずれかに含まれる地方公共団体（9県、227市町村）

² 本設問は複数回答式となっている。

た市町村が33%であった¹。これら、有識者等による検討委員会の設置のほか、住民の意向を反映させるため、住民アンケート、市民会議、地区別懇談会、パブリックコメントの実施などにより、住民参加の機会を設けていた。

仙台市では、都市整備局を中心に庁内勉強会を開催、4月末から5月にかけて津波被災地区の町内会長等を対象としたグループヒアリングを、5月下旬から市長が出席して町内会長等を対象とした復興座談会を各区で開催し、復興ビジョンの策定に向け地域住民の意見を把握した。また、復興計画策定にあたり、外部の有識者による仙台市震災復興検討会議を7月13日に設置するとともに、その後下部組織として東部地域検討ワーキンググループを設置し、津波被害を受けた東部地域の重要課題について集中的に検討を行った。また、広く市民の意見を聞くため、6月に各区及び総合支所管内で復興まちづくり意見交換会を7回開催するとともに、7月には若い世代の意見を聞くための仙台市民カフェも開催した。復興に向けた様々な取組を組織横断的に検討するため、6月下旬に6つの庁内検討組織を立ち上げ、各担当分野における施策の検討を行うとともに、並行して開催されている復興検討会議における議論や意見交換会での市民からの意見等を踏まえ復興計画（中間案）を取りまとめた。その後、パブリックコメント等を実施し、市議会及び市民からの意見を反映した震災復興計画が、11月に開催された市議会において承認された³。

山元町では、5月に復興に係る事業の役場内の決定機関として復興本部を設置した。役場内の調整は、各課の代表により構成される検討委員会で行い、メンバーが月2回程度開催される検討会での宿題を持ち帰り、次の検討会に課内での検討結果を持ち寄る形で進められた⁴。住民の意向を計画に反映させるため、11月に町内5か所及び避難先の名取市において住民説明会を開催した。説明会には、合計515人の町民が参加し、同町の基本方針をもとに土地利用計画が示され、意見交換が行われた⁴。さらに、町民代表者10人により構成される復興会議を設置したほか、パブリックコメントの実施、市民団体・PTAなど様々な団体による懇談会を2回開催し、住民の意見を把握した。同町の復興計画は、12月に町議会において議決された⁵。

七ヶ浜町では、各地区の代表31人の住民参画による震災復興検討委員会にアドバイザーとして有識者（大学教授）2人を置き、復興計画の策定は地域主導で進められた¹。8月に住民と行政が共に現状の問題を認識するため、防災、教育（子育て）、景観、コミュニティの4つのテーマを焦点に、まちづくりワークショップを開催し、募集に応じた37人の町民が参加した。また、16歳以上の町民1,000人を対象に、震災復興全般に関し住民の意向を確認するため郵送調査を実施したほか、津波被害にあった全世帯を対象に、今後の居住に関する意向を確認するための戸別訪問調査を実施した。これらの結果を踏まえた同町の震災復興計画は、11月8日の第7回七ヶ浜町震災復興推進本部会議において前期基本計画が策定された⁶。

③ 市町村震災復興計画策定への県の関わり

県では、市町村震災復興計画の策定を支援するため、5月以降、順次市町との意見交換を実施した。当初は、体制やスケジュールに係る意見が多く出され、市町の復興計画が見えてくると、その実現に向け計画よりも時々の市町村の課題、財源の裏付けに係る意見が多く出されるようになった。9月の3回目の意見交換で復興計画の具体的な検討に入ることができた状況であった¹。

³ 仙台市：『東日本大震災 仙台市 震災記録誌 ～発災から1年間の活動記録～』（仙台市、平成25年3月）

⁴ 山元町：『山元町震災復興計画』に関する住民説明会開催報告」山元町ホームページ
<http://www.town.yamamoto.miyagi.jp/site/fukkou/302.html>（確認日：平成26年3月31日）

⁵ 山元町：「山元町震災復興計画」山元町ホームページ
<http://www.town.yamamoto.miyagi.jp/site/fukkou/295.html>（確認日：平成26年5月30日）

⁶ 七ヶ浜町：「[平成23年度]七ヶ浜町の復興まちづくり」七ヶ浜町ホームページ
https://www.shichigahama.com/town2/plan05_23.html（確認日：平成26年5月30日）

市町村からの要望に基づき、一部の市町村復興計画策定委員会の委員又はオブザーバーとして、企画や土木部門の職員が参加した。また、委員等として参画していない市町村の検討会議も傍聴し、沿岸全15市町の計画策定に係る情報収集を行った⁷。入手した情報は、庁内関係各課で共有したほか、市町村からの要望を受け情報提供も行った。

なお、国土交通省の職員を中心に国の職員による市町村復興計画策定の技術的支援も行われた⁷。

(4) 市町村震災復興計画等の策定に係る課題

内閣府の復興計画の策定状況調査によると、県内で復興計画を策定した市町の33%が人員は非常に不足しており業務に多大な支障があった、市町の47%が人員は不足していたが業務に大きな支障はなかったと回答している⁸。また、被災3県の立地別（内陸部・沿岸部）の職員数の不足状況は、人員は非常に不足しており業務に多大な支障があったと回答した内陸部の団体の割合は9%であったのに対し、沿岸部の団体の割合は29%で、震災復興計画等の策定にあたり沿岸部でより人員が不足しているとの結果が出ていた¹。県内の市町では、早いところでは5月ごろから復興計画の策定に着手したが、予算の裏付けのない復興計画にどこまで具体的な事業を盛り込むかが課題となり、事業実施の可能性について、住民説明会等で回答に苦慮する状況もあった。また、対応可能な職員が少ない、応急仮設住宅や避難先が分散し住民への連絡等が難しい、住民が復興について具体的に考えられる段階ではないなどの理由により、住民説明会等の開催が困難な状況も見られた¹。津波により中心部が被災した沿岸市町では計画策定に遅れが見られ、また、計画の素案は作成していたものの、国の平成23年度第3次補正予算が可決し、財源の裏付けが取れてから計画を策定した市町もあったため、県内では平成23年後半に計画を策定した市町が多かった¹。

2 復興特区法に基づく計画の策定

(1) 復興整備計画の策定

県内では、平成24年2月17日、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、岩沼市、東松島市の7市と、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町の7町の沿岸14市町が、復興まちづくりに必要な許可手続きの特例などについての同意・協議を行うため、国、県及び関係機関による復興整備協議会をそれぞれ発足させ、県庁で合同の設立総会を開催した⁹。以降、復興整備協議会を約1か月に1回の頻度で開催して協議を行っている。

平成24年3月30日には、まず石巻市、名取市、岩沼市、山元町、女川町の5市町が、土地利用方針や復興整備事業等を盛り込んだ復興整備計画を県と共同で作成し、公表した（図表7-4-2参照）¹⁰。

⁷ 内閣府：『平成24年版 防災白書』（内閣府、平成24年8月）

⁸ 本設問は複数回答式であり、他の回答結果は、「人員は十分に足りていた」「復興に関する知識・技術を有する職員が不足した」がそれぞれ13%、「その他」が7%であった。

⁹ 沿岸15市町のうち多賀城市は、平成25年12月26日に復興整備協議会を設立した。

¹⁰ 平成25年度末時点で県内14市町が復興整備計画を策定。事業も順次追加されている。

図表7-4-2 復興整備計画策定状況

市町名	事業（地区名）
石巻市	被災市街地復興土地区画整理事業（新蛇田地区）、防災集団移転促進事業（鹿立浜地区、小室地区）
名取市	被災市街地復興土地区画整理事業（閑上地区）、都市計画道路事業（閑上地区）
岩沼市	防災集団移転促進事業（玉浦西地区、三軒茶屋西地区）、災害公営住宅整備事業（玉浦西地区）
山元町	災害公営住宅整備事業（山下地区）
女川町	被災市街地復興土地区画整理事業（鷺神浜他）

② 復興推進計画の策定

10月21日に復興推進計画に係る国の説明会が開催され、復興特区法に係る復興特別区域制度を積極的かつ速やかに活用するため、庁内関係各課で会議を開催して検討状況や今後の進め方などについて情報共有を図った。また、11月1日には宮城県復興特別区域制度連絡調整会議を設置し、市町村と情報共有や計画の策定作業を進めた。

平成24年1月27日に県と34市町村の共同により、国内第1号となる復興推進計画（民間投資促進特区ものづくり産業版）を国に申請し、2月9日に認定を受けた。市町村と密に連絡調整を行うとともに、復興庁とも詳細な調整作業を進めた結果、申請から2週間という短期間で認定されるに至った。なお、本県では、平成24年4月30日時点で6件の復興推進計画が認定されている（図表7-4-3参照）¹¹。

図表7-4-3 復興推進計画の認定状況

認定日	申請主体	計画の概要	計画の効果
平成24年 2月9日	県及び 34市町村	・産業集積関係の税制上の特例 （国税、地方税）	ものづくり産業（自動車関連産業、高度電子機械産業等）について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される
平成24年 3月2日	仙台市	・産業集積関係の税制上の特例 （国税、地方税）	農業及び農業関連産業について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される
平成24年 3月23日	塩竈市	・産業集積関係の税制上の特例 （国税、地方税） ・金融上の特例（利子補給金の支給）	観光関連産業について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進されるとともに、観光関連産業及び水産加工業の中核施設整備が促進される
平成24年 3月23日	石巻市	・産業集積関係の税制上の特例 （国税、地方税） ・指定会社に対する出資に係る税制上の特例（国税）	商業、福祉・介護業等について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される まちづくり会社の財務基盤が強化され、同社のまちづくり支援活動が活性化される
平成24年 3月23日	石巻市	・農地法の特例 （農地転用許可基準の緩和）	乾燥調製貯蔵施設の迅速な整備が実現する
平成24年 4月10日	県	・医療機関に対する医療従事者の配置基準の特例 ・医療機器製造販売業等の許可基準の緩和等	医師等が少ない現状でも必要な医療・福祉サービスの提供が可能となり、訪問リハビリ事業所や薬局の整備が促進される 事業者には設置が義務づけられている責任者の確保が容易になり、医療機器製造販売業の立地が促進される

（復興庁ホームページ、復興の現状と取組〔平成24年5月21日〕）

¹¹ 平成25年度末時点で県内では35件の復興推進計画が認定されている。

③ 復興交付金事業計画の策定

県では、平成24年1月31日に沿岸15市町と内陸7市町の計22市町のうち、19市町と共同して、第1回の復興交付金事業計画を提出した。計画の内容は、防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業、道路事業、農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）等の基幹事業418事業と効果促進事業124事業で、交付申請額は2,032.5億円となった。これに対し、平成24年3月に国から示された交付可能額は1,162.3億円と申請額の57.2%であった。

復興庁は、交付可能額が申請額の約6割程度に留まった理由として、災害公営住宅や水産・漁港関連施設の整備など緊急性の高い事業に絞り込んだこと、計画の熟度のほか、真に必要な事業か更に精査が必要であったこととした¹²。この結果を受けて、県、県市長会及び県町村会は、連名で復興大臣に対して復興交付金制度の運用の改善等を求める緊急要望を行うとともに、第2回目の申請に向けて、復興庁と事務レベルの意見交換会を行うなど緊密なコミュニケーションを図った。一方、復興庁においても、市町村等からの意見を踏まえ、申請書類の3分の1を廃止するなど必要書類の簡素化、交付可能額通知前の事業着手に関する特例の創設、復興庁と市町村等との調整等にかかる十分な時間の確保など、申請手続に係る見直し等を行った。

その後、本県では平成24年4月4日に沿岸15市町、内陸5市町の計20市町（うち15市町は県との共同）が、基幹事業310事業及び効果促進事業46事業からなる第2回復興交付金事業計画を申請した。申請額788.8億円に対し、平成24年5月25日復興庁から示された交付可能金額は1,418.2億円で申請額の179.8%と、第1回交付可能額と比較し大幅に増加した。

【参考文献】

- 1) 内閣府：『東日本大震災における被災地方公共団体の復興計画の分析調査報告書』（内閣府、平成24年3月）
- 2) 仙台市：『東日本大震災 仙台市 震災記録誌 ～発災から1年間の活動記録～』（仙台市、平成25年3月）
- 3) 山元町：『山元町震災復興計画』に関する住民説明会開催報告 山元町ホームページ
<http://www.town.yamamoto.miyagi.jp/site/fukkou/302.html>（確認日：平成26年3月31日）
- 4) 山元町：『山元町震災復興計画』山元町ホームページ
<http://www.town.yamamoto.miyagi.jp/site/fukkou/295.html>（確認日：平成26年5月30日）
- 5) 七ヶ浜町：『平成23年度 七ヶ浜町の復興まちづくり』七ヶ浜町ホームページ
https://www.shichigahama.com/town2/plan05_23.html（確認日：平成26年5月30日）
- 6) 内閣府：『平成24年版 防災白書』（内閣府、平成24年8月）
- 7) 宮城県震災復興・企画部地域復興支援課：『復興整備計画』宮城県ホームページ
<http://www.pref.miyagi.jp/site/hukkousien/fukkouseibikeikaku.html>（確認日：平成26年9月29日）
- 8) 宮城県震災復興・企画部地域復興支援課：『市町復興整備協議会』宮城県ホームページ
<http://www.pref.miyagi.jp/site/hukkousien/seibikyougikai.html>（確認日：平成26年9月29日）
- 9) 宮城県総務部市町村課：『東日本大震災・県内市町村の復興交付金事業計画について』宮城県ホームページ
<http://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/fukkoukufukin.html>（確認日：平成26年7月7日）
- 10) 宮城県：『復興の進捗状況について（平成24年7月4日）』
- 11) 復興庁：『平野復興大臣記者会見録（平成24年3月2日）』復興庁ホームページ
<http://www.reconstruction.go.jp/topics/000608.html>（確認日：平成26年9月29日）
- 12) 宮城県：『東日本大震災（続編）一宮城県の発災6か月後から半年間の災害対応とその検証一』（宮城県、平成25年3月）
- 13) 復興庁：『復興の現状と取組（平成24年5月21日）』
- 14) 宮城県震災復興・企画部地域復興支援課：『復興推進計画』宮城県ホームページ
<http://www.pref.miyagi.jp/site/hukkousien/fukkousuisinnkeikaku.html>（確認日：平成26年9月29日）
- 15) 宮城県土木部：『東日本大震災 1年の記録～みやぎの住宅・社会資本再生・復興の歩み～』（宮城県、平成24年3月）

¹² 復興庁：『平野復興大臣記者会見録（平成24年3月2日）』復興庁ホームページ
<http://www.reconstruction.go.jp/topics/000608.html>（確認日：平成26年9月29日）